

議第 33 号

## 下呂市道路占用料条例の一部を改正する条例について

下呂市道路占用料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

電線共同溝に係る占用料等の規定を追加するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市道路占用料条例の一部を改正する条例

下呂市道路占用料条例（平成16年下呂市条例第128号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）<u>第39条第2項及び第73条第2項</u>の規定に基づき、市道の占用料の額及び徴収方法について定めるものとする。</p> <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間<u>（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）</u>に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合に</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）<u>第39条及び第73条</u>の規定に基づき、市道の占用料の額及び徴収方法について定めるものとする。</p> <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合において、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>

改正後	改正前
<p>おいては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（占用料の徴収方法）</u></p> <p><u>第3条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意をした占用の期間に係る分を、当該占用の許可又は同意をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日）が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から1月以内一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。</u></p>	<p>2 （略）</p> <p><u>（占用料の納期限）</u></p> <p><u>第3条 前条の規定による占用料は、次に掲げる納期限までに徴収する。</u></p> <p><u>（1） 当該許可のあった日の属する年度の占用料は、その占用を許可した日の翌日から起算して1か月以内</u></p> <p><u>（2） 当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合、翌年度以降の占用料は、それぞれの年度の6月末日</u></p>

改正後

改正前

(占用料の返還)

第5条 既納の占用料は、返還しない。ただし、市長が法第71条第2項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既納の占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消しの日までの期間につき算出した占用料の額をこえるときは、そのこえる額の占用料は、返還する。

第5条 削除

別表（第2条関係）

別表（第2条関係）

占用物件	占用料		
	単位	月額	年額
電柱の項～その他の柱の種類 の項（略）			
法第32条 第1 項第 1号 に掲 げる 工作 物 (電 柱・電 線等)	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 m	1 11
	地下に設ける電線その他の線類	につ き	1 5
路上に設ける 変圧器	1個 につ き	68	810
	地下に設ける 変圧器	占用 面積 1 m <sup>2</sup> につ き	46
変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所の項～その他の			

占用物件	占用料		
	単位	月額	年額
電柱の項～その他の柱の種類 の項（略）			
法第32条 第1 項第 1号 に掲 げる 工作 物 (電 柱・電 線等)			
変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所の項～その他の			

改正後				改正前			
ものの項 (略)				ものの項 (略)			
法第32条第1項第2号に掲げる工作物 (水道管・下水道管・ガス管等)の部 (略)				法第32条第1項第2号に掲げる工作物 (水道管・下水道管・ガス管等)の部 (略)			
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積	134	1,600	法第32条第1項第5号に掲げる施設 (通路)の部～道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件(看板・標識等)の部 (略)	110	1,320	法第32条第1項第5号に掲げる施設 (通路)の部～道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件(看板・標識等)の部 (略)
	1 m <sup>2</sup>						
	につ						
	き						
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積	110	1,320	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	110	1,320	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料
	1 m <sup>2</sup>						
	につ						
	き						
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市道路占用料条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

電線共同溝に係る占用料等の規定を追加するため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 電線共同溝に係る「占用料の額」、「占用料の徴収方法」について規定します。

(第2条、第3条関係)

(2) 「占用料の返還」について規定します。

(第5条関係)

(3) 電線共同溝に係る占用料の単位等について規定します。

(別表関係)

(4) この条例は、令和6年4月1日から施行します。

(附則関係)